

---

◇山 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員、登壇を願います。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田でございます。おはようございます。通告に従いまして2項目6点質問いたします。

初めに公共施設等総合管理計画の策定についてであります。白老町では昭和 25 年から平成元年にかけて公共施設の建築が集中しており老朽化も進んできました。今後の人口減少を見据えて施設の長寿命化、維持管理経費の削減などを長期視点で所管を超えて計画的に進める必要があります。特に箱物施設の統廃合には町民の理解を得ることが重要です。町民と協働で統廃合について考えるべきであり、まちの公共施設の現状と課題を明確にし町民と情報共有をすることが大切と考えます。そこで1点目として公共施設を取り巻く環境について、2点目として公共施設の現状と課題についてをお尋ねし、3点目に計画策定の手法とスケジュールについて、4点目に町民と協働を進めていく考えと手法についてお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 公共施設等総合管理計画の策定についてのご質問であります。国は地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すよう公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう本年4月20日付け総務大臣通知で要請しております。

それでは1項目めの公共施設を取り巻く環境についてであります。白老町の人口は昭和 59 年の2万4,560人をピークに減少へ転じ、平成32年には1万6,542人になると推計されています。少子高齢化も一層進展することが予想されており、これは人口1人当たりの公共施設床面積の増加とあわせて公共施設を維持するための負担が増加することを意味します。

次に一般会計の歳出総額は平成7年度の148億円をピークに減少傾向に転じ、近年は100億円以下で推移しています。このうち公共施設の整備などに使える投資的経費は歳出総額の10%程度となっており、将来的にも人口の減少や少子高齢化の進展に伴い町税の減少も見込まれる中、社会保障費が増大するなど財政の硬直化が予想され公共施設の適切な維持、改修が困難となり施設の選択と集中を行うことが求められます。

2項目めの公共施設の現状と課題についてであります。昭和30年代の中頃から人口が増加し始めて以降40年代から60年代までにさまざまな公共施設を集中的に整備してきました。その初期に建設された施設が次々と改修や更新の時期を迎えています。公共施設の面積は人口1人当たりで換算すると昭和40年は1.8平方メートル、60年は4.7平方メートル、平成22年には7.3平方メートルとふえ昭和40年との比較では約4倍となっております。全国市町村の1人当たりの施設面積の平均は3.8平方メートルであることから本町は約2倍の面積を有していることになります。施設の老朽化の状況は改修が必要な目安である建築後30年を経過した施設が全体の48%を占め、10年後には80%に達する見込みであります。今後10年間の改修等にかかる費用を

積算しますと約 34 億円であり除去費用を加えると 40 億円と試算され、年平均で 4 億円が必要と見込まれます。

3 項目めの計画策定の手法とスケジュールについてであります。スケジュールにつきましては国は計画策定に要する経費について平成 26 年度から 3 年間にわたり特別交付税措置、措置率 2 分の 1 を行うとしていることから 28 年度までに策定する予定としております。手法につきましては国は施設の維持管理、更新等に係る現状分析と中長期的な経費の積算を行い人口の変化や利用動向を見通し基本方針を定め 10 年以上の計画期間が望ましいとしていることから、前段の調査分析については専門業者による委託調査を行い基本方針案を作成して町民との協議検討を行うことを想定しております。

4 項目めの町民と協働で進めていく考えと手法についてであります。公共施設の維持、管理、運営は社会情勢の変化に応じた取り組みが必要となります。町民利用者に対しては情報の提供を行いながら町民とともに公共施設に係る問題意識の共有化を図り課題解決に取り組んでいく必要があると考えております。また運営や整備に関しては公民が連携して公共サービスを提供したり、民間の資金やノウハウを活用して公共サービスの提供を民間主導で行う手法も検討し、さまざまなノウハウを持つ民間事業者の活力を生かした取り組みで効果的かつ効率的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

[11 番 山田和子君登壇]

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。今の答弁にもあったように人口減少は今後何も手を打たないと、しかも国レベルでの策を講じないと残念ながら人口問題研究所の予想どおりになるという認識が必要と私は考えています。人口問題研究所の推計によると 2040 年で白老町は 1 万 748 人となっています。11 月末現在 1 万 8,406 人と比較して 42%も減ります。総務省のホームページ地方財政状況調査関係資料決算カードのデータをもとに平成 20 年度から 24 年度の 5 年間の平均の町民 1 人当たりの義務的経費を計算してみましたら 22 万 9,000 円で、公共施設関連支出は 5 年間平均で町民 1 人当たり 7 万 9,400 円でした。町民 1 人当たりの歳出合計は平均 55 万 2,800 円です。単純に計算したのですが 2040 年では歳出が 59 億 4,000 万、義務的経費は 24 億 6,000 万円、公共施設関連施設は約 8 億 53 万円のまちとなることが試算されます。今のままの施設を維持するのに現状では 5 年間の平均で約 15 億円かかっていますが 26 年後には 8 億円しか予算がないということが見えてきます。今のままの総量で公共施設を残しておく将来管理する財源が不足するという事です。特に下水道関連は総務省の試算で人口 1 万人から 3 万人未満のまちでは現在の既存更新額に対する将来の更新費用の割合は 1,969%で 19 倍を超えています。東西に細長い本町ではさらに増加するものと推測できます。公共施設というのは縦割り行政の中で幾つもの課に分かれて管理されています。将来の財源不足などから担当課単位での管理はもう限界があり、これらを総合的に管理するために統括する部署が必要と考えますがまちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今のご質問にお答えします。確かに今回の公共施設等総合管理計画これの計画を策定する段階ではあくまでも 1 つの部署ということではなく全庁的にもちろん

かかわってきます。これはあくまでも施設なので道路それから今いわれた下水道や、あとは建物等も含めますとかなり多岐の部署にかかわるということでこれをまとめる課が必要になるというふうなことは本町としても認識しているところでございます。ただ計画は本年4月に国のほうから示されたということでございますが、現在のところそのようなそこをまとめるようなものをこの計画を立てるといふ部分を意識した組織にはなっておりませんので、この辺につきましては来年4月からの組織の見直しの中でももちろんこの計画策定の部分を十分考慮した上でその中心となる部署をどのぐらい教化してやっていくかというものを見据えながらそういう組織体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。ぜひ中心となる組織体制を組んでいただきたいと思えます。

さらに新しい地方会計制度が始まりますが固定資産台帳と総合計画との関係はどのようなふうになるかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今ご指摘のありました公会計の部分、固定資産の関係、町が所有する施設等の評価を全部やらなければならないということも国のほうから示されている部分でございます。これと公共施設等総合管理計画という部分は全く別物ではなく、かなり密接につながった部分ということでこちらも押さえております。ですから先ほどご答弁したとおり来年4月からの新たな組織の中でこの計画はもちろんのこと、今の固定資産評価こちらも同じような形で進めていけるような部署を今の段階では検討しているところでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 固定資産台帳はほぼできているというようなことを聞いたことがあるのですがまだ完成していないということですか。

○議長（山本浩平君） 熊倉会計課長・会計管理者。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 固定資産台帳ですけれども、固有財産台帳というのはできていますけれども固定資産台帳につきましては27年度から29年度の3年間で整備しなさいということになっておりますので、元データはある程度押さえていますけれどもこれから総務省のほうから27年度の早い時期にソフト等が配信されまして入力していくという通知が入っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまの公有財産台帳との関係でちょっと補足いたします。この公共施設等総合管理計画の指針に書かれておりますが公共施設総合管理計画の策定に当たっては固定資産台帳利用することが望ましいとされております。ただし今熊倉課長のほうからありましたように固定資産台帳は29年度までということになっておりますので、先にこの総合管理計画の策定を行いながら順次固定資産台帳の活用を図ってほしいということであります。

固定資産台帳と現在の公有財産台帳の違いですけれども、現在の公有財産台帳は財産の現物管理をしております。ただ固定資産台帳になりますと各会計と連動をした現物管理というふうになります。それに公有財産台帳につきましては建物、土地、備品等が台帳に管理されていますけれども、固定資産台帳になると全ての資産を対象としておりますし、金額情報がこれまでなかったのが金額情報を入れる。それから減価償却につきましても掲載していくというふうになっていくと予定されております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） わかりました。

総管理計画は学校、道路、橋梁など全ての公共施設を対象にした計画です。答弁にもありましたように平成 26 年 4 月 22 日総務省の公共施設等を総管理計画策定指針の概要によると、計画策定に要する経費について平成 26 年度からの 3 年間にわたり措置率 2 分の 1 で特別交付税措置されるとあります。単純な総量縮減ではなくて意思のある計画をつくるためには町民の意見を反映したものをつくるべきと考えています。26 年後を遠い将来とせず、まず早急に公共施設白書を作成しまちの現状を町民と共有しながら地域の公共施設での将来像、主に箱物になりますけれども、議論、検討していく場を持つことが重要と考えています。まちづくり協議会が将来的に協議する場になると考えていますが町の見解と具体的な時期について伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今後計画を策定していくに当たりまして町民との協議等についてのご質問でございますが、現在町のほうで予定しておりますのは平成 27 年度に向けては現有の公共施設の調査、実態把握を行っていくということで、その実態把握を当然町民のほうにも情報共有をして、それから協議を進めてまいりたいというふうに考えております。その実態把握をするために 27 年度は調査委託をかけてまいります。その後に町民との協議、今地域協議会の話が出ましたけれども、その協議体につきましてはまだ検討中でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田です。民間のコンサルタントとの地域振興にかかわる覚書が 9 月 1 日付けで締結されましたが、このような民間のノウハウを公共施設の総管理にも活用する動きが見られます。千葉県流山市では各部署で管理していたものを総括し民間に委託することで経費削減効果を生み出しています。人口の多い市とまちでは事情が異なり PPP などの民間活用も余り期待できないと私は感じておりますが、白老町には白老町に合った経費削減効果を見出すべきと考えています。先日の防犯灯の LED 化はまさにスピーディーにほかの自治体に先駆けて申請したもので日頃の真摯な仕事への取り組みの成果であると敬意を表しています。これによる経費削減効果やいち早く新電力に切りかえ電気代を 7%削減したことなどは高く評価するところです。将来的なまちづくりの視点から検討していくべきと考えますが、まちに合った公共施設の今後の展望について理事者にお尋ねして 1 項目めの最後の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公共施設なのですが土木施設もあわせてなのですが、1 項目で答弁

したとおり多くが同じような時期に建てられたりつくられたりして今本当に老朽化が激しく進んでおります。建物等については本当に劣化が激しいところがありますので計画的に対策を進めなければならない。その対策というのはただ直すのではなくて本当にその地域にとってこの建物、施設が必要なかどうか。もしくは大きな地域で考えるとそこに2つではなくて1つにするべきだということを町民と議論をしながら計画的に進めなければならないというふうに考えております。計画的に進めることが町財政の負担の軽減にもつながりますし施設の適正な配置にもつながると思いますので、今山田議員おっしゃっていたとおり来年度から組織を強化してこの計画をつくって計画に沿って進めていくということが一番大事だというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。2項目めに移ります。2020年民族共生の象徴となる空間の国立博物館開設に向けて観光地としてのイメージダウンとなる廃屋についてと、今後ふえ続けることが予想され廃屋につながるおそれのある空き家の対策について伺います。①、廃屋の現状と課題。②、廃屋解消に向けた対応について。③、空き家の適正管理について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 空き家廃屋についてのご質問であります。1項目めの廃屋の現状と課題についてであります。廃屋につきましては平成23年度に町内会の協力をいただき調査を実施したところ、空き家や危険廃屋とみなされる物件は57件となり今後も少子高齢化等の影響から増加することや管理不全な状態によって町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する損害の発生が考えられることから25年3月に条例を制定し空き家の適正管理対策に取り組んだところであります。条例制定後に危険性の高い廃屋に対し指導を行った結果8軒の廃屋が解体されましたが、所有者が解体や飛散防止対策などを実施する際の費用負担、所有者が死亡している場合の所有権などの権利関係が整理されていないなどの課題があり短期間での解決とはなりません引き続き廃屋の適正管理に取り組んでまいります。

2項目めの廃屋解消に向けた対応についてであります。廃屋の適正管理の指導については関係する課で白老町廃屋対策会議を設置し情報の交換や危険度の判定及び対応方法等の協議を行うとともに連携をとりながら条例に基づき立ち入り調査、助言、指導等を行っています。現在危険度が高い16軒に対し解体撤去や主に文書や自宅訪問をして指導を行っております。

3項目めの空き家の適正管理についてであります。空き家として台帳管理している物件にはまだ廃屋に至っていない家屋がありますが、これらの物件について維持管理がされていない状況ではいずれ廃屋となる予備軍であります。このことから所有者の確認を行い物件の管理状況を把握し連絡がとれる状況とした上で適正管理の指導等を行っています。しかしながら町内にある全ての空き家の把握や廃屋としないための空き家の活用方法、処理困難な廃屋の対策など課題も残されていることから今後も引き続き課題や対策等を検討しながら取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。白老町空き家等の適正管理に関する条例は平成

25年4月に施行され1年以上が経過しました。この条例がどのように活用されているのかを含めて伺います。まず条例を制定した効果をどのように捉えているか伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 条例制定の効果についてお答えしたいと思います。まず平成23年に町内会の協力を得て調査をした段階で57軒の廃屋があったという状況です。先ほどの町長のほうから答弁ありましており8軒が解体されておりますけれども、調査以降全部で12軒ほどの廃屋が整備され解体されているという状況であります。まず条例制定前には4軒の廃屋が解体されていまして制定後は8軒こういったような内訳になっております。条例の規定の中では指導だとか勧告、命令、公表それから行政代執行まで条例としては定めておりますけれども現在は指導までの段階でございます。今後勧告とか命令こういった部分につきましては案件によっては発生するかというふうに考えております。それから安全代行措置だとか行政執行等も条例では定めておりますけれども、費用の問題とかがあって実際やるとすればその部分については総合的に考えていかなければだめだというふうには考えております。今まで法的な拘束力のない行政指導を行っていたわけですが、条例制定からは条例に基づいた指導ができるといった部分での適正管理を促す効果があるというふうに捉えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 条例を制定したことによって後押しされて職員が仕事をしやすくなったというふうに理解しました。具体的にお尋ねしますけれども、36号線沿いで目につく国道沿いの廃屋、例えば竹浦のスパランドの付近の廃屋や虎杖浜の飲食店だった建物などについて話せる範囲で結構ですので対応状況をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 個々の廃屋の部分ですけれども余り詳しく答えられないことはお許し願いたいと思います。最初に竹浦のスパランドのところにある海産物を売っていた廃屋です。この部分につきましてはそこを営業していた会社が倒産しまして銀行に債権が移って、それ以降債権回収業者に権限が移っています。そこが倒産した状態なので物件としては宙に浮いているような状況です。今ちょっと土地の動きがありますのでそういった部分を含めて今後どうなるかという動きは見ていきたいというふうに思っております。それから虎杖浜の部分につきましても同じく土地の動きがあるという情報を得ていますのでそれもあわせて今後見ていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。個別にいろいろと状況がありますので丁寧な対応を引き続きしていただきたいと思います。

廃屋が問題化するのには老朽化で破片等が落下する、ごみなどが投棄される、倒壊の危険がある、火災の危険がある、怪しい青少年がたむろするとか良好な景観を阻害しまちのイメージを低下させているということなどを理由に行政の関係部門に町民から苦情という形で伝えられていると思います。庁舎内に生活環境課、建設課、消防本部、財政税務課、上下水道課、子ども課の6部署

で構成する答弁にもありましたが廃屋対策会議が設置されていると伺っておりますが、この会議の定例化であるとか各部署との連携の対策など進捗状況を詳しく伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 白老町廃屋対策会議の件についてお答えしたいと思います。この会議につきましては毎年2回から3回をめぐりに開催しております。年度の初めに今年度取り組むべき廃屋等の危険度だとか何を先に取り組んでいくとかそういった内容を協議しております。その段階でその物件に対する情報だとか、それから今いったような判断とか、それからどういったような指導方法をしていくかだとかそういったことを関係する課で集まって協議をしているといった内容でございます。それに基づきまして生活環境課のほうで指導を行うということになりまして、その結果を含めて年度の中間あるいは後半に状況を報告するとともに新しくふえた廃屋等も加えた中で情報交換を行っていくといったような内容で会議を開催して廃屋対策に取り組んでいるとこういったような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。ニセコ町の景観条例でも廃屋の撤去の命令や代執行の規定がありますがまだ1件も行われていないようです。行政代執行はいわば非常事態で頻繁に行えるものではありません。廃屋撤去は皆さんご存じのように所有者探しが難航したり、空き家を解体しないほうが得をする税の制度があったりで難しいのは十分理解できます。しかし例えば所有者が経費を負担するのが前提で地域町内会が自分たちでできる部分は手伝いたいとの申し出があった場合解体できる可能性があるのでしょうか、またこれにはどんな課題があるのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 廃屋解体に関する町内会の協力の部分です。例えば解体しなければだめな廃屋があった場合、その廃屋を解体すると最終的にごみが残ってしまいます。そのごみは最終的に処理をしないとならないのですけれども当然お金がかかります。その負担をどうするかといった部分が出てくるのがまず課題の1つにあります。また大きな家でしたら解体するための重機だとかこういったものも必要になりますし、これを借りてくる経費もかかってきます。それから仮に町内会の方が協力してやってもらうということになれば手でできる作業はできるという形になるでしょうけど危険性が伴いますのでそういったものをどうやって解決していくのかということだとか、基本的に所有者がいるという場合なので所有者との協議が出てくるだろうといったような課題があります。全部の解体が全て解決できれば解体することは可能になると思いますけれども現実としてはなかなか難しいかというふうに思います。どうしても処理費用がかかってきます。それを所有者の方が負担してくれますということになれば町内会でできる範囲内のことはできていくかというふうに思いますけれども、そういった中でちょっと難しいというふうには捉えています。ただ町内会の中で協力いただけることがあるというふうに考えておりますので、そういった部分については町内会と相談した中で進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

[11番 山田和子君登壇]

○11番(山田和子君) 解体費用の助成制度についてお尋ねしようと思うのですが、その前に1点空き家の活用対策について先にお尋ねします。ほかの自治体の空き家活用対策は地域住民の協力を得ながら空き家を台帳化し、民間と連携した空き家バンクの制度化ですとか高齢者の住みかえ支援制度というものがありました。高齢者の住みかえ支援制度は病院や買い物に不便なところに住んでいる高齢者がまちの中心部に住みかえのために宅建業者と連携し空き家を活用する制度ですが、所有者との協議によりますけれども家賃を低く設定するなどして子育て世帯の住みかえ支援としても空き家を活用できるのではないかと考えています。先ほどの廃屋対策会議の中で今後空き家が増加し廃屋化していくことを未然に防ぐ対策を考えていくことも必要だと考えていますがその見解を伺います。

○議長(山本浩平君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 廃屋になる前の空き家の部分での活用方法についてですけれども、現状ではこういったような活用の方法がありますというふうに関係課が集まった会議の中では実際取り上げられている部分ではありません。ただ今後こういった廃屋を防ぐ手法の1つとしての空き家をどういうふうを活用していくかということは検討していかないとだめかというふうに思っております。今議員いわれた住みかえ制度についても検討しながら、どういった方法がいいのかといったような部分について関係する課あるいはその課だけでは足りない部分についてはそれぞれの課と協議しながら進めていくことになるかというふうに感じております。以上です。

○議長(山本浩平君) 11番、山田和子議員。

[11番 山田和子君登壇]

○11番(山田和子君) 公住も老朽化しておりますし、それを更新するというよりは空いてきている空き家を活用して子育て世代が住みかえしていくというのはいい手法ではないかというふうに考えておりますのでぜひ検討していただきたいと思います。

解体費用の助成制度についてですが具体的に例を挙げますと新得町の50万円を限度とした廃屋解体撤去費の2分の1の補助、西興部村の美しい村づくり事業推進補助金でも村算定費用から諸経費を除いた2分の1の補助金が助成されます。またここでは平成21年度より補助金の20%5万円を限度として商工会発行の商品券でそれが支払われていて地域経済の振興策にもなっています。財政健全化プラン中の本町では補助金制度は大変厳しいとは思いますが、冒頭申し上げましたとおり2020年に向けて年間さらに1件でも2件でもきちんとしたルールを設けた上で廃屋除去を進めていくべきと考えています。こういった地方の動きの支援をするために国の動きもあるのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長(山本浩平君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 廃屋解体等の補助金の制度の関係ですけれども、今議員お話されたとおり道内にもいろいろな制度を持っております。いろいろな制度がありますけれども解体にかかった費用の2分の1最高何万円までといったような内容で制度をつくっている部分があります。それとその制度を受けるためにいろいろな条件が出てきたりしてそういった中で制度を活用しているという部分があります。この部分については当然財源が必要になりますけれども、国のほうでことしの4月からちょっと話が出ていましたけれども特別措置法的なものが4月の国



会を出るといっていたのですけれどもずっと延びてきまして11月19日に措置法が成立しております。そういった国の動きがあるということも情報として入っている今の状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 今おっしゃったようにさきの解散前の国会で空き家対策推進特別措置法が可決成立しました。廃屋となった木造家屋の解体費用はそれほど高額ではないと聞いております。所有者も補助金制度があれば解体する可能性も高くなります。国も支援に乗り出しました。法の施行は少し先の話ですけれども年に1件でも2件でも危険な廃屋が除去されるようにまちとしても本腰を入れるべきではないかと考えております。最後の質問になりますが理事者の見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 空き家と廃屋なのですが確かに2020年の象徴空間で多くの方々が白老町に来町していただけるというふうに期待をしている中で、ポロト湖周辺だけではなくて社台から虎杖浜まで入ってきたお客様に対して廃屋というのは余りいいイメージがないということで、まず25年3月にこの廃屋の条例を制定して結果的には今8件の廃屋が解体されましたが、今山田議員おっしゃるとおりまだまだ廃屋そして空き家がたくさんある中でこれらについて管理をきちんと町としての姿勢を持っていかなければならないというふうに考えておりますし、まず空き家が廃屋になる前にどういう対策をしなければならぬかというのは行政だけではなくて民間の活力と両方連携して取り組んでいきたいと考えております。それに合わせて廃屋なのですが今いったように国のほうが特別措置法で補償の対象が拡充になるということでもありますので、この辺は国と連携をしながら進んでいきたいというふうに考えております。ただ本当に1問目でもお話したとおり補助金があれば解体ができる人はまだ話は進むのですが、今お金がなくて解体できないという方と所有者がなかなか見つからない、もしくは見つかったもお金がないということに対してもきちんとまちの政策によってその廃屋を解体して景観をきれいにしなければならぬというところまで考えていかなければならないというふうに思っております。全ては最後は予算がかかることでもありますので予算が白老町でも財政健全化の中で補助ができる範囲で一つずつ解決もしていきたいと思っておりますし、景観を維持するというのもあわせて来年度からも2020年に向けて強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 何となく補助制度ができそうなにおいがしたのですけれども期待しております。

1項目めと2項目めに共通しましたことは現状把握と将来計画をきちんと立てて、いつでも国の補助制度に申請できる体制を整えていくことが肝心ということをお伝えした次第です。廃屋に関しましても空き家等対策計画を策定しなくては国の支援は得られません。地方創生関連2法案も成立しましたが地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定しなくてはなりません。自治体が主体的にビジョンを描くことが必要で、国はあくまでそれにふさわしい応援をしていく立場だという認識を示しました。仕事の事前準備の大切さをあらわす言葉で段取り8

分仕事2分があります。意味はここで申し上げるまでもありませんが今後ますます基本的データの管理が重要になってきます。職員の皆さんの段取り力に期待して質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後の質問ということで1点目も含めて行政の姿勢のあり方というようなことが問われたのかというふうに思います。今非常に定員管理等々で職員も減少してきておりますけれども、やはり攻めるところは攻める、守るところは守るという姿勢の中で行政がどの程度将来に向けてビジョンを持つかということが必要だと思っております。そのためには先、先に仕事ができる体制といいますか、今現状をどうするかというのは後手後手に回ってしまうというふうに思っていますし、そのためにはそういうような仕組みづくり、体制づくりが必要なのかということは原則的には当然そういうふうに思っています。私どももやはり行政の職員ですからこのまちをどうしましょうかというようなことをリードするといったらちょっと語弊がありますがけれども、町民と協議する段階では行政もビジョンを持った中で協議していくというような姿勢の中で先、先に国の活用がうまくできるようなそういうような基礎資料も含めて行政のほうの体制の中で整理していかないとだめだというふうに思っています。考え方としてはそういうことなのですが、実態としてなかなか職員数も厳しい中で先ほどの1問目でありましたけれども組織体制の組んでいかなければだめだというようなときにどういう部署で兼ねてできるかということを含めて、気持ちとしてはそういう形で私どもも取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 以上で11番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。